

I 自立した活力ある地域づくりと観光交流の拡大

地域の活性化とまちづくりの支援

(1) 都市再生促進税制及びまち再生促進税制の延長（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

1. 都市再生促進税制の延長

国が指定する都市再生緊急整備地域において、認定民間都市再生事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を2年延長する。

認定事業者				従前地権者	
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	固定資産税 都市計画税	所得税・法人税 個人住民税	
割増償却 5年間50%	軽減税率 (建物保存)0.4→0.3%	課税標準 1/5を控除	課税標準 5年間1/2	軽減税率(※)	

※【所得税】2,000万円超15%、2,000万円以下10%【法人税】5%追加課税の適用除外【個人住民税】2,000万円超5%、2,000万円以下4%

2. まち再生促進税制の延長

市町村が定める都市再生整備計画の区域において、認定民間都市再生整備事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を2年延長する。

認定事業者			従前地権者		
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	所得税・法人税 個人住民税	登録免許税 (地区内残留者のみ)	不動産取得税
割増償却 5年間50%	軽減税率 (土地移転)1.0→0.8% (建物保存)0.4→0.3%	課税標準 1/5を控除	軽減税率 (上記※に同じ)	軽減税率 (土地移転)1.0→1.0%	課税標準 1/5を控除

○認定民間都市再生事業の例



東京ミッドタウン



高松市丸亀町商店街

○認定民間都市再生整備事業の例



東桜町再開発（広島県福山市）

(2) 市街地再開発事業により建築された施設建築物に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）

1. 施設建築物の取得者に係る特例措置について、対象となる建築物を地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内における施設建築物に限定した上で、適用期限を2年延長する。

○所得税・法人税：割増償却5年間10%

2. 従前権利者に与えられる施設建築物に係る特例措置を2年延長する。

○固定資産税：住宅床2/3、非住宅床1/3を減額（新築後5年間）

（３）半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）

半島振興対策実施地域において、製造業、旅館業の立地を促進し、所得水準の向上・雇用の場の確保等による地域の活性化を図るため、次の特例措置を２年延長する。

- ① 製造業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（機械・装置：10%、建物・附属設備：6%）
- ② 半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（建物・附属設備：6%）

（４）離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）

離島振興対策実施地域の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、次の特例措置を２年延長する。

- ① 製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（機械・装置：10%、建物・附属設備：6%）
- ② 離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（建物・附属設備：6%）

（５）奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）

奄美群島の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、特例措置を２年延長するとともに、奄美群島の条件不利性の克服が期待できる産業である情報通信産業等の用に供する設備を特別償却の対象に追加する。

- (延長) ① 製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（機械・装置：10%、建物・附属設備：6%）
- ② 奄美群島のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（建物・附属設備：6%）

(拡充) 特別償却の対象として、情報通信産業等の用に供する設備の新設又は増設を追加



※情報通信産業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター

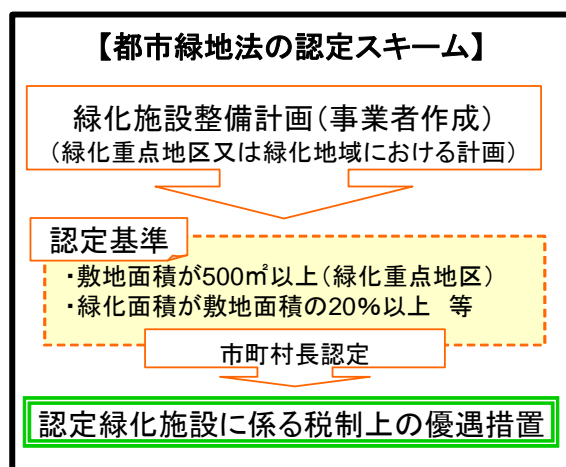
Ⅱ 低炭素社会に対応したくらし・物流基盤づくり

（１）都市の緑の創出に資する緑化施設に係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

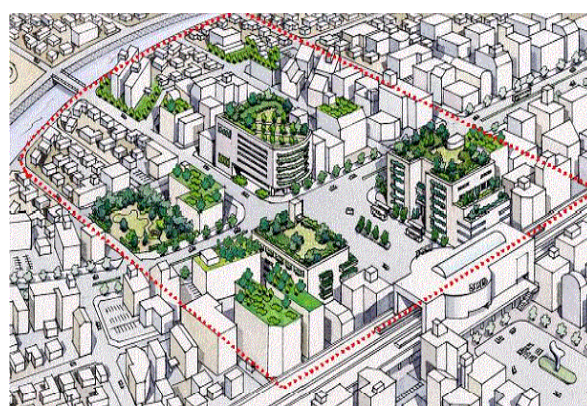
都市の緑地については、良好な都市景観の創出、生活へのうるおいの付与、防災対策のみならず、地球環境問題対策としての温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等のために重要な役割を果たしており、市街地の過半を占める民有地の緑化を推進し、緑の創出に取り組むことが必要である。

このため、認定緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の2年延長を行う。

○固定資産税：緑化施設に応じ課税標準を5年間1/2又は1/3に軽減



【緑化地域における緑化施設のイメージ】



Ⅲ その他

- 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置の2年延長（所得税、法人税、不動産取得税）
- 自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税、固定資産税）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に係る特例措置の2年延長（法人税、事業所税）
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の5年延長（所得税、法人税、登録免許税、印紙税）
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の5年延長（所得税、個人住民税、不動産取得税）
- 農地制度見直しに伴う都市内農地に係る所要の措置（相続税、贈与税）
- 過疎地域における製造業、ソフトウェア業及び旅館業に係る特別償却制度の1年延長（所得税、法人税）
- 山村振興法に基づく認定法人（第3セクター）に対する特別償却制度の対象法人を、法人一般とする等に改組（特定地域における工業用機械等に係る特別償却制度に山村振興法に基づく振興山村地域を追加）（法人税）